

雨水貯留浸透施設にかかる 固定資産税が軽減されます！

特定都市河川法^{※1}に基づき、特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為への対策工事として設置された雨水貯留浸透施設^{※2}については、固定資産税（償却資産）が軽減される税制特例措置があります。

※1 特定都市河川浸水被害対策法。「特定都市河川流域」においては、雨水浸透阻害行為（一定の開発行為）に許可が必要となります。

※2 「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりする機能を有する施設で、浸水被害の防止を目的とするものです。雨水貯留槽、透水性舗装などが代表例です。

対象になる
地域は？

次の特定都市河川流域で、裏面の表に示す市及び町の区域が対象です。

○一級河川 鶴見川水系 鶴見川（東京都、神奈川県）	○二級河川 引地川水系 引地川（神奈川県）
○一級河川 庄内川水系 新川（愛知県）	○二級河川 巴川水系 巴川（静岡県）
○一級河川 淀川水系 裏屋川（大阪府）	○二級河川 猿渡川水系 猿渡川（愛知県）
○二級河川 境川水系 境川（東京都、神奈川県）	○二級河川 境川水系 境川（愛知県）

対象になる
施設は？

特定都市河川法に基づき、雨水浸透阻害行為（宅地開発など）に対する都道府県知事^{※3}の許可に伴う対策工事として設置された雨水貯留浸透施設（平成33年3月31日までに設置され、法令上の技術的基準に適合していることについて、都道府県知事の検査が終了しているもの）のうち、償却資産として固定資産税が課税される施設が対象です。

※3 指定都市、中核市又は特例市の区域内にあっては、当該指定都市等の長となります（以下同様）。

どんな軽減が
受けられる？

償却資産に該当する雨水貯留浸透施設に対して課税される固定資産税の課税標準が、2／3～5／6に減額されます（減額割合は、それぞれの市・町の条例で決められています）。

※市町ごとの軽減割合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

対象の市町や申告の手続きについて
は 裏面へ！



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

対象地域の市町

(平成30年4月1日現在)

都府県	対象地域の市町
東京都	町田市、稲城市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
静岡県	静岡市
愛知県	あま市、大治町、刈谷市、安城市、知立市、一宮市、稻沢市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町、東海市、大府市、東浦町、名古屋市、春日井市、小牧市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、豊山町、豊田市、みよし市
大阪府	大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、藤井寺市

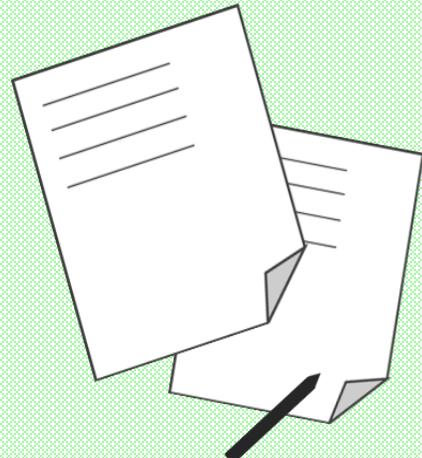
※特定都市河川流域に係る範囲において特例が適用されるため、行政区域の一部が対象とならない市町があります。詳細は各自治体にお問い合わせ下さい。

特例適用のための申告手続き

雨水貯留施設が設置された日から、新たに当該施設に固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までの間に、都道府県知事の検査が終了した旨を証する書類の写しを添付して、当該施設が所在する市町に申告して下さい。

- 「知事の検査が終了した旨を証する書類」…対策工事の検査済み証等が該当します。

※なお、この申告期間を経過した後に申告した場合においても、やむを得ない理由があると認められるときには、本税制特例が適用されることがあります。各自治体にお問い合わせください。



(お問合せ先)

- ◆本税制特例の申告手続については、各市役所・町役場の税申告窓口
- ◆本税制特例の内容については、国土交通省水管理・国土保全局治水課

(E-mail hqt-usuizeisei@ml.mlit.go.jp)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism